

## 9.業務の方法

1. 投資助言業務は、次のような不動産を対象として行う。

- ① 種類：主に介護福祉施設・店舗・事務所・商業施設・オフィスビル・工場・倉庫等の事業用不動産、共同住宅・高齢者住宅等の居住用不動産、及び宅地開発用地
- ② 規模：特段の定めを設けない
- ③ 所在する地域：主に1都3県を中心とした首都圏、及び国内主要都市

2. 助言の方法

- ・単発的な取引に係る助言
- ・一定期間継続的な資産運用に係る助言
- ・書面、面談、電子メール、電話等による

3. 報酬体系

① （単発的な取引）建貸の場合：

土地路線価総額（建物建築時の最高路線価評価額）及び当該土地に新築する建物・設備・外構工事費総額等の合計額（消費税込）によって算出される「総投資額」の3.0%～10.0%（消費税別途）を基準とする。

ただし、詳細は見積書提出後、契約締結時に決定する。

② （単発的な取引）売買の場合：

不動産投資総額の1.0～3.0%とする。

ただし、詳細は見積書提出後、契約締結時に決定する。

③ 継続的な資産運用の場合：

年間で運用資産評価額の3.0%以内の額

ただし、詳細は見積書提出後、契約締結時に決定する。

4. 報酬の支払時期

- ・単発的な取引の場合、業務完了時とする。

ただし、業務の内容や性質により、業務着手時に報酬の一部を受領する。

- ・一定期間継続的な資産運用の場合、年1回払い又は毎月払いとする。

5. 匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法

現時点では用いない